

## 自主防災組織に係る防災資機材倉庫用地貸与要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自らの地区で将来にわたり防災資機材倉庫（以下「倉庫」という。）用地の確保が困難な自主防災会が公共用地を使用する場合について必要な事項を定め、自主防災活動の円滑な推進に資することを目的とする。

### (公共用地の種類)

第2条 この要綱において、公共用地とは、次に掲げる用地をいう。

- (1) 普通財産指定用地
- (2) 公園用地
- (3) 学校用地
- (4) その他市長が認めた用地

### (事前協議)

第3条 自主防災会の長又は地区区長（以下「使用者」という。）は、公共用地のうちから、使用責任者、設置場所、倉庫の規格、平面図、面積等を示した倉庫設置に係る公共用地使用事前協議書（様式。以下「事前協議書」という。）を市長等に提出し協議することができる。

### (規模、規格等)

第4条 倉庫の規模、規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 規模
  - ①面積 7 m<sup>2</sup>以内
  - ②高さ 3 m以内
- (2) 規格

物置ユニット（スチール系）

(現地の立会い及び協議)

第5条 市民生活部危機管理対策課長（以下「課長」という。）は、事前協議書を受理した場合には、使用者とともに現地を確認するものとする。

2 課長は、当該公共用地の土地利用及び機能への支障の有無について財産管理者と協議を行うものとする。

ただし、当該公共用地の土地利用及び機能への支障がある場合は、位置等の変更を申請者に指示することができる。

3 課長は、前項の調査結果により公共用地内の使用の可否を使用者に通知し、又は報告するものとする。

(申請の手続き)

第6条 使用者は、前条第3項の規定による使用の内諾に係る通知又は報告を受けたときは、敦賀市財務規則（昭和55年敦賀市規則第4号）第200条の規定に基づく許可申請書又は第203条の規定に基づく申請書を財産管理者に提出しなければならない。

ただし、公園用地にあつては、敦賀市都市公園条例施行規則（昭和40年敦賀市規則第4号）第2条に基づく申請書を提出しなければならない。

(許可書の交付)

第7条 財産管理者は、前条の許可申請書又は申請書を受理したときは、行政財産の使用許可にあつては、速やかに行政財産使用許可書（公園用地にあつては、都市公園施設設置許可証）（以下「許可書」という）を交付し、普通財産の使用にあつては契約書を作成しなければならない。

この場合において、使用について管理上必要な条件を付することができる。

(使用目的等の変更禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸してはならないものとする。

(使用料)

第9条 公共用地を使用する場合の使用料は無料とする。

(安全管理義務)

第10条 使用者は、公共用地の美観を損ねることなく、倉庫を安全に管理するとともに、不慮の事故等については、使用者が責任を負うものとする。

(原状回復)

第11条 使用者は、使用期間が満了した場合又は用途に供する必要がなくなった場合は、直ちに当該用地を原状に回復して返還しなければならない。

(返 還)

第12条 使用者は、使用期間中であっても、財産管理者が公用又は公共の用に供するため必要が生じたときは、当該公共用地を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱について定めのない事項については、敦賀市財務規則（公園用地にあつては、敦賀市都市公園条例施行規則）による。

附 則

この要綱は平成9年7月15日より施行する。